



HPはこちら

## 申第5号「期末手当における成績率（増額）の見直し」に関する解明申し入れ

東日本ユニオンは2023年9月12日に経営側より「『変革2027』の実現に資する就業規則等の改正について」として提案を受けました。

「変革2027」の実現に向けて、業務改革、働き方改革、職場改革が進み、組織再編や現業機関の融合と連携により働き方も大きく変わってきています。今提案では「社員一人ひとりの意欲やチャレンジにより一層応えることで社員の成長を後押しし『変革2027』の実現に向けた取組みをさらに加速できるよう改正を行う」としてありますが、改正の根拠や目的、効果についてより具体的に解明する必要があることから「期末手当における成績率（増額）の見直し」をはじめとする7つの提案項目ごとに10月23日、経営側に申し入れを行いました。

### <提案内容>

- ◎現行の3区分から7区分へ
- ◎30/100増又は25/100増については、勤務成績が極めて優秀な者に適用することがある。

現行	15/100増
	10/100増
	5/100増



改正後	15/100増	30/100増
	10/100増	25/100増
	5/100増	20/100増
	3/100増	

### ◆申し入れ項目

1. 期末手当における成績率（増額）の見直しを行う理由を明らかにすること。
2. 現行制度の期末手当における成績率について課題を明らかにすること。
3. 期末手当における成績率を見直すことによる効果を明らかにすること。
4. 「勤務成績が特に優秀な者」を廃止する理由を明らかにすること。
5. 「勤務成績が優秀な者」と「勤務成績が極めて優秀な者」の違いを明らかにすること。
6. 「勤務成績が優秀な者」のうち3/100を適用する基準を明らかにすること。
7. 「勤務成績が優秀な者」のうち5/100を適用する基準を明らかにすること。
8. 「勤務成績が優秀な者」のうち10/100を適用する基準を明らかにすること。
9. 「勤務成績が優秀な者」のうち15/100を適用する基準を明らかにすること。
10. 「勤務成績が優秀な者」のうち20/100を適用する基準を明らかにすること。
11. 「勤務成績が極めて優秀な者」のうち25/100を適用する基準を明らかにすること。
12. 「勤務成績が極めて優秀な者」のうち30/100を適用する基準を明らかにすること。
13. 現行制度の3区分から7区分とする理由を明らかにすること。
14. 人事考課の公平性と納得性を維持する方法について明らかにすること。
15. 見直しに伴う費用増加額の見込みについて明らかにすること。
16. 各区分における予定対象者数を明らかにすること。